

厚岸町条例第5号

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年厚岸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第16条第1項中「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。）」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」に、「町長」を「任命権者」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条におい

て「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定（「町長」を「任命権者」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。